# 令和8年度





1号認定

|定 2号・3号認定

## 備前市教育・保育施設利用の手引き

## 入園申込受付

受付期間: 令和7年11月4日(火)~ 令和7年11月28日(金)<u>必着</u>

受付時間は、9時00分~17時00分(土・日・祝日を除く)

※受付期間を過ぎても令和8年1月23日(金)までは受け付けますが、 期限内に提出された方を優先します。

☆よくお読みいただき、令和8年度中は大切に保 管してください。

## 目 次

1 利用できる施設と年齢について

2 教育標準時間認定(1号認定)を希望される方へ

3 保育の必要性の認定(2号認定・3号認定)を希望される方へ

4 保育料の無償化および保育料の軽減

保育利用調整基準点数表

【記入例】教育・保育給付認定申請書兼入園申請書

利用申込から利用開始までのスケジュール(予定)

口座振替について

【記入例】就労証明書

保育施設の位置図

•••1頁

• 3頁~4頁

•5頁~14頁

・・・14頁

15~16頁

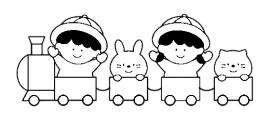
17~18頁

• • 19頁

···20頁

21~23頁

···24頁



 $\mathcal{D} \circ \mathcal{Q} \circ \mathcal{D} \circ \mathcal{Q} \circ$ 

備前市教育委員会 幼児教育課

〒705-8602 備前市東片上 126番地

電話 0869-64-1825 FAX0869-64-1847

$$\phi$$
 ·  $\phi$  ·

令和7年度は、保育料無償化、および保育料の軽減を実施しています。(14頁参照) ただし、延長保育料、土曜保育の主食費・副食費、実費部分であるその他一般生活費などの費用は負担していただいております。令和8年度については未定です。

## 1 利用できる施設と年齢について

#### 1-1 こども園

こども園は、幼稚園と保育園の機能や特性を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。

保護者が仕事や病気、介護、出産等の理由で保育を必要とする**保育利用**(2・3号認定)の0歳から 小学校就学前までの子どもについては、保育を受けることができます。保育利用での入園には、一定の 条件があるため、単に「友達をつくらせたい」とか「集団生活を経験させたい」などの理由で入園する ことはできません。

**教育利用**(1号認定)の3歳児以上の子どもについては、保護者の就労状況に関わらず、就学前教育と保育を一体的に行います。

#### 1-2 地域型保育事業(小規模保育事業)

他の施設より小規模・少人数で保育を行います。

#### 1-3 保育年齢について

◇こども園

各施設の入園枠、保育料決定は、年度当初(4月1日)の年齢で決定します。年度途中で誕生日を迎えても、その年度中の保育年齢は変わりません。今年度の保育年齢区分は次の表のとおりです。

年齡区分	該当する生年月日
O 歳児	令和7年4月2日生~
1 歳児	令和6年4月2日生~令和7年4月1日生
2 歳児	令和5年4月2日生~令和6年4月1日生
3 歳児	令和4年4月2日生~令和5年4月1日生
4 歳児	令和3年4月2日生~令和4年4月1日生
5 歳児	令和2年4月2日生~令和3年4月1日生

## 1-4 利用手続きの流れと教育・保育給付認定

こども園・小規模保育事業所を利用するためには、市の教育・保育給付認定(保育の必要性の認定)を受ける必要があります。申請により、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定証が交付され認定区分に基づく利用時間等により施設を利用することになります。ただし、この教育・保育給付認定は、保育の必要性の有無を判定するものであり、入園を保証するものではありません。

育の必要性の有無を判定するものであり、入園を保証するものではありません。 市に教育・保育給付認定の申請及び入園申し込みをする。 T 子どもが3歳以上の場合 子どもが**3歳未満**の場合 こども園の 教育利用を希望する場合 保育の必要性の事由に該当する場合、申請者の希望、こども園等 の状況などにより、市が利用調整を行う。 1号認定(教育標準時間認定) 2号認定 (保育の必要性の認定) 3号認定 (保育の必要性の認定) 利用できる施設 利用できる施設 利用できる施設 ◇こども園 ◇こども園

◇小規模保育事業所

◇小規模保育事業所

## こども園等一覧

●こども園 (R8.4月予定)

施設名	住所	認定区分	利用 定員 (人)	受入年(月)齢	保育時間 ※	特別保証	育
- 本物小・乳ウー は七日	〒705-0015 畠田 20 番地 2	1 号	6	3 歳児~ 就学前	8:30~14:00	預かり保	育
西鶴山認定こども園	☎66-9614	2号 3号	42	6 か月〜 就学前	7:00~19:00	乳児	_
<b>工作</b> 司中中国	〒705-0012	1 号	15	3 歳児~ 就学前	8:30~14:00	預かり保	育
香登認定こども園	香登本 1059 番地 <b>☎</b> 66-9106	2号 3号	75	<b>6か月</b> ~ 就学前	7:00~19:00	乳児	_
(年間) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	〒705-0001	1 号	44	3 歳児~ 就学前	8:30~14:00	預かり保	育
伊部認定こども園	伊部 1808 番地 1 <b>☎</b> 64-4052	2号 3号	201	6 か月~ 就学前	7:00~19:00	乳児	一時
	〒705-0021	1号	18	3 歳児~ 就学前	8:30~14:00	預かり保	育
片上認定こども園	西片上 335 番地 <b>☎</b> 64-2549	2号 3号	69	6 か月~ 就学前	7:00~19:00	乳児	
	〒705-0034 友延 1 番地 2 <b>☎</b> 67-2711	1 号	15	3 歳児~ 就学前	8:30~14:00	預かり保	育
伊里認定こども園   友 		2号 3号	116	6 か月~ 就学前	7:00~19:00	乳児	_
	〒705-0026 佐山 2616 番地 ☎65-8137	1 号	10	3 歳児~ 就学前	8:30~14:00	預かり保	育
		2号 3号	35	6 か月~ 就学前	7:00~19:00	乳児	
	〒705-0132 三石 54 番地 1 ☎62-0111	1号	15	3 歳児~ 就学前	8:30~14:00	預かり保	育
三石認定こども園		2号 3号	51	6 か月~ 就学前	7:00~19:00	乳児	
日生認定こども園	〒701-3202	1号	20	3 歳児~ 就学前	8:30~14:00	預かり保	育
	日生町寒河 380 番地 36 <b>☎</b> 74-0714	2号 3号	138	6 か月~ 就学前	7:00~19:00	乳児	一時
吉永認定こども園	₹709-0224	1 号	15	3 歳児~ 就学前	8:30~14:00	預かり保	育
	吉永町吉永中 484 番地 1 <b>☎</b> 84-2231	2号 3号	134	6 か月〜 就学前	7:00~19:00	乳児	一時

<sup>※ 『</sup>保育時間』は、通常保育時間と延長保育時間を含む最長保育時間を掲載しています。

通常保育時間は、保育標準時間が「7:00~18:00」、保育短時間が「8:30~16:30」となります。

## ●小規模保育事業所

施設名	住所	認定区分	利用定員(人)	受入 年(月)齢	保育時間	連携施設
どんぐりえん	〒705-0024 久々井 1390 番地 1 <b>☎</b> 63-3332	2号 3号	19	6 か月〜 就学前	標準 7:30~18:30 短 8:30~16:30	伊部認定こども園

<sup>※</sup>どんぐりえんは、3・4・5歳児も入園できるようになりました。

<sup>1</sup>号認定は、教育時間終了後30分は預かり保育を実施しています。

<sup>※</sup>香登認定こども園大内分園は、令和8年3月をもって休園しています。

<sup>※</sup>香登認定こども園の受け入れ対象年齢が、生後6か月から就学前までとなりました。

## 2 教育標準時間認定(1号認定)を希望される方へ

## 2-1 入園の申し込みができる対象児

#### ◆入園資格

- (1) 令和2年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた子ども【3年保育】
- (2)集団生活が可能な子どもであること ※健康状態、発達状況に不安がある場合は、こども園にお問い合わせください。

### 2-2 通園区域について

通園区域は次のとおりです。

西鶴山認定こども園	新庄、畠田、坂根、福田
香登認定こども園	香登西、香登本、大内
伊部認定こども園	伊部、浦伊部、久々井
片上認定こども園	西片上、東片上
伊里認定こども園	閑谷、木谷、伊里中、蕃山、麻宇那、友延、穂浪
東鶴山認定こども園	鶴海、佐山
三石認定こども園	三石、野谷、八木山
日生認定こども園	日生、寒河、大多府、寺山
吉永認定こども園	金谷、福満、南方、吉永中、三股、岩崎、今崎、神根本、高田、 和意谷、加賀美、多麻、都留岐、笹目

## 2-3 申し込み手続き

## (1) 令和8年4月から入園を希望する方

①申し込み期間・・・・令和7年11月4日(火)~令和7年11月28日(金)

②申請書配布場所・・・通園区域の認定こども園

③申し込み場所・・・・教育委員会幼児教育課へ提出

#### (2) 令和8年5月~令和9年3月までに入園を希望する方

入園希望月の前月の10日(土・日・祝日は前日)までに、 教育委員会幼児教育課へ提出



#### 2-4 申し込みに必要な書類

申込に必要な書類	注意事項
●入園願	
●教育・保育給付認定申請書	子ども1人につき1部提出が必要です。
<ul><li>●入園に関する確認書(承諾書)</li></ul>	入園時の注意事項及び保育料納付について確認し、承諾していただく書類です。子ども 1 人につき 1 枚必要です。内容を確認の上、保護者欄に自署をお願いします。
●支給認定申請に関する個人番号	世帯に一部提出が必要です。園では受付ができないので、直接、教育委員会幼児教育課へ提出してください。提出時に届出者の確認書類が必要
(マイナンバー)提供書	長云が元教育は、たばしてくたさい。 たいますのでご注意ください。
★障がいがあることを証明する書類	入園希望の子ども本人が、身体障がい者(児)手帳、療育手帳、医師の診
(該当する場合のみ提出)	断書など、支援を必要とする子どもであることを証明する書類(写し)     の添付が必要です。

●は全員提出、★は該当する場合のみ提出

## 2-5 入園の決定

#### (1)令和8年4月入園

書類審査の結果は、令和8年2月頃に交付します。

#### (2) 令和8年5月~令和9年3月までの入園

入園希望月の前月までに、書類審査の結果を交付します。

### 2-6 入園してから

住所・家族構成等が入園申請時の内容と変更になった場合、登園が長期間困難な場合などは、随時各園に連絡してください。(各園の連絡先は、表紙裏「こども園等一覧」を参照)

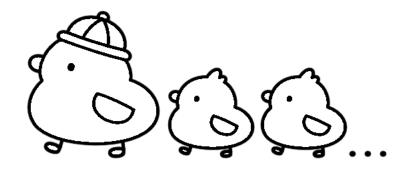
※求職活動を理由に2号認定への変更はできません。

## 2-7 保育料について

備前市では、保育園・こども園の負担公平性の確保と子育て支援の充実及び若い世代の定住促進を図るため、平成 29 年度から 0歳 20 歳 20 年度から 0歳 20 年度から

また、令和5年4月1日からは、給食に要する材料費、教育・保育に直接必要な保育材料費及び教材費についても免除しています。(令和8年度については未定です。)

ただし、別途、教材費等(※各園により異なります。)が必要な場合、園へ直接納付していただきます。 集金日は、園によって異なります。



## 3 保育の必要性の認定(2号認定・3号認定)を希望される方へ

#### 3-1 入園の申し込みができる対象児

こども園等で保育の必要性の認定(2号・3号認定)を希望する方は、次の(1)から(4)の条件を<u>すべて満たし</u>保育の必要性の事由に該当する場合、市に認定の申請及び入園の申請を行うことができます。

- (1) **入園を希望する子どもが生後6か月から就学前までであること** ※生後6か月とは、誕生月の翌月から数えて6か月経過後の月初めから入園可能となります。
- (2) 保護者と子どもが備前市に居住し、住民登録をしていること
- (3) こども園等での集団生活が可能な子どもであること ※健康状態、発達状況に不安がある場合は、幼児教育課または園にお問い合わせください。
- (4) 子どもの家庭が、〔保育を必要とする事由〕に該当すること(6ページを参照)

## 3-2 申し込み手続き

#### (1) 令和8年4月入園を希望する方

①申込時期····· 1次:令和7年11月4日(火)~令和7年11月28日(金)

※1次申し込みの期間内に提出があった方が優先となります。期間を過ぎた場合は、 継続利用児を含め、入園希望内容に対応できない場合があります。

2次: 令和7年12月1日(月)~令和8年1月23日(金)

②申込場所…新規入園の方は教育委員会幼児教育課、現在通園している方は各こども園等へ直接申し込みをしてください。

## (2) 令和8年5月~令和9年3月までに入園を希望する方

①申込時期・・・・入園希望月の2か月前から前月の10日(土・日・祝日は前日)までに申請書等を提出してください。※期限厳守

②申込場所……備前市教育委員会幼児教育課

※急な申し込みは、入園希望内容に対応できない場合があります。

#### 3-3 申し込みに必要な書類

申請書・添付書類は、入園希望の子どもごとに提出が必要です。

<u>申し込み時に、すべての書類がそろっていないと受付できません。書類はすべて、黒のボールペンで</u>記入してください。(消えるペンで記入されたものは無効となります。)

申込に必要な書類	注意事項
●教育•保育給付認定申請書兼入 園申請書	<ul> <li>「保育を希望する期間」欄は、原則各月1日からとなります。月途中での入退園はありません。</li> <li>第1希望の園へ入園できない場合もあります。第2・第3希望がある場合は、記入してください。</li> <li>打正箇所は二重線で消して訂正してください。修正液等での訂正は認められません。</li> </ul>
●入園に関する確認書(承諾書)	<ul><li>・入園時の注意事項及び保育料納付について、内容を確認の上、保護者欄に 自署をお願いします。</li><li>・子ども1人につき1枚必要です。</li></ul>
●家庭で保育が困難であること を証明する書類(6ページ参照)	・証明日から2か月以内のものを有効とします。 ・訂正箇所は、訂正箇所を二重線で消し、近くに代表者又は担当者の署名をしてください。
★支給認定申請に関する個人番 号(マイナンバー)提供書	・新規の入園申請に必要です。( <u>現在通園されている方は不要</u> ) ・世帯に一部提出が必要です。 ・提出の際に、届出者の確認書類が必要となりますのでご注意ください。 ・必ず、教育委員会幼児教育課へ直接提出してください

●は全員提出、★は該当する場合のみ提出



#### ●「保育を必要とする事由」と「提出書類」について

	保育を必要とする事由	提出書類
就労	保護者が就労しており、同居親族も保育できない こと ※日数が週3日以上、かつ、1日4時間以上の	就労証明書、または内職証明書 ※記載内容等を事業所に確認させていただく場合があります。
自営業	就労をしていること ※農業等の出荷実態があること (耕作面積がおおむね10a以上)	自営業・農業・漁業等に従事する申立書 〔出荷証明書(写)、確定申告書等の自営の確認ができる資 料を添付〕
育休中 ※新規の 方は適用外	既に園に通っており、 ・育児休業中に継続が必要であること ・育児休業に係る子の <u>満1歳になる誕生日を超え</u> ・ 宣に育児休業から復帰すること ※ 適用できるのは <u>就労で認定を受けたのち、妊娠出産への変更となった家庭のみ</u>	就労証明書 ( <u>育休前と同じ事業所</u> で、育児休業の取得期間が当該育休に 係る子の <u>満1歳になる誕生日を超えず</u> に保護者が育児休業か ら復帰する予定であることが確認できる内容のもの)
妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間がないこと (出産予定月の前後2か月で最大5か月) ※出産月が前後することにより教育・保育給付認 定の有効期限が変更となる場合があります。	出産申立書 〔保護者氏名・分娩予定日を明記した親子手帳(写)又は診 断書を添付〕
<ul><li>○病気・障が</li><li>い</li><li>●介護</li></ul>	<ul><li>○保護者が病気または心身に障がい等があること</li><li>●同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護していること</li></ul>	病気・障がい・介護(看護)状況申立書 〔診断書、身体障害者手帳(写)、療育手帳(写)、通院・介護・看護などが分かる書類などを添付〕
求職中	日中、求職活動を継続的に行っていること (1か月を単位として最大3か月)	求職活動申立書〔ハローワーク受付票等〕 ※世帯員 1 人につき、年度中に 1 度(最長 3 か月間)のみ認められます。 ※3 か月以内に就労し、「就労証明書」を提出してください。
就学	日中、就学や技能習得で学校等に通っていること(趣味や通信教育等は除く)	就学(予定)証明書 〔在学証明書、学生証(写)などを添付〕 ※就学予定の場合、就学後1か月以内に在学証明書等を提出 してください。
社会的養護	児童虐待又はその恐れがある場合、又はDVにより保育を行うことが困難と認められること	入園に関する申立書 〔公的機関からの証明書〕
災害復旧	被災保護者が災害等の復旧にあたっていること	入園に関する申立書 〔り災証明書(写)〕
採用予定起業予定	申請時に採用予定・起業予定であること	入園承諾期間(採用予定月の前月から3か月)以内に勤務していることを証明する書類採用予定:就労証明書を提出起業予定:開業届・納品書・領収書等の写し等を提出※採用・起業後1か月以内に就労証明書等を提出してください
復職予定	復職予定の前月から入園可能	申請時に復職予定の就労証明書を提出、復職後 1 か月以内に 再度就労証明書を提出してください。 ※審査対象とした就労証明書どおりの勤務内容で復職されて いるか確認します。
その他 特別な事由	特別な事情により保育できないとして市が認める場合請時に採用予定・復職予定であること	市が必要と認める書類

#### ○その他必要書類

- ★同居の祖父母等で昭和37年4月2日以降生まれの方(令和8年度末で65歳未満)は、保育を必要とする書類を 提出してください。書類提出がない場合は、家庭保育が可能とみなされ、減点対象になります。
- ★不在住(死亡、離婚、行方不明、拘禁等)は、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)等のその内容が確認できる書類が必要です。(離婚調停中の場合は、離婚調停中であることがわかる書類)※事実婚を除く
- ★障がいがあることを証明する書類(該当する場合のみ) 入園希望の子ども本人が、身体障害者(児)手帳、療育手帳、医師の診断書など、支援を必要とする子どもであること を証明する書類(写し)の添付が必要です。
- ★保育料の階層区分を決定するための書類(該当する場合のみ) 該当日において、備前市に住民登録していない父母の「市町村民税課税証明書(<u>所得額、控除額及び市区町村民税</u> <u>額が記載されたもの</u>)」の提出が必要です。単身赴任等で備前市に住民登録がない方も同様に必要となります。日本 国外に居住していたため、日本国内において市区町村民税が課税されていない場合は、課税証明書の提出は不要で す。ただし、その方の<u>収入等に関する資料</u>をご提出ください。(詳細は12ページ)

## ◆広域利用について

市外の保育園等を利用したい場合は、保護者のどちらかが市外に勤務しているなどの条件があります。 備前市の様式を使用して幼児教育課へ申請してください。受付後、幼児教育課から利用希望の市町村に 利用調整の協議をします。申し込みの期日等は市町村によって異なりますので、事前に確認をお願いし ます。(利用申込は年度ごとに手続きが必要です。協議の結果、継続できない場合もあります。)

備前市以外に住民登録があり、備前市内のこども園等を利用したい場合は住民登録のある市町村の担当窓口へお問い合わせください。なお、点数に関係なく備前市に住所がある人が優先となります。

### 3-4 入園の決定

入園の決定は、原則として保育利用調整基準点数表(P15~16参照)の「保育の必要性」の事由 区分と「優先利用」の区分の合計点数が高い順に優先して決定します。(区分1~12に複数該当する場合でも、基準指数は加算されません。年度途中の入園も同様に行います。)また、利用調整において点数が同点となった場合、優先順位表(P16参照)に基づき利用調整を行います。そのため、在園児でも新年度は入園できないことがあります。

第1希望のこども園等が入園希望者多数の場合、第2・第3希望のこども園等に決定する場合があります。また、希望するこども園等すべてに入園できない場合、保留となり引き続き利用調整の対象となります。

このほか、入園の基準に該当しないために入園が認められない、保護者の「保育の必要性の事由」により入園期間の希望に添えない等、希望内容に添えない場合があります。

#### (1) 令和8年4月入園

書類審査の結果は、令和8年2月頃に送付します。

#### (2) 令和8年5月~令和9年3月までの入園

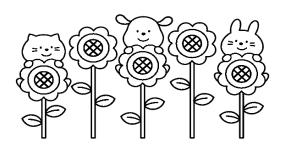
入園希望月の前月20日頃に、書類審査の結果をお知らせします

#### ●在園児の継続利用

在園児で新年度もこども園等の継続利用を希望する場合、新規申込者と同様に申込期間内に書類の提出が必要となります。提出された資料を基に利用調整を行った結果、引き続きの利用ができない場合があります。また、申込期間を過ぎての提出は、期限後に申請書を提出した新規申込者と同じ時期に審査を行うため利用調整の結果、きょうだいで申し込まれた場合でも、同じこども園等を利用できないことがあります。

#### ●入園の辞退

利用調整(選考)は、申請書に記載された第1希望から第3希望のこども園等に決定しても通園できるものとして審査・調整を行います。内定した入園を辞退される場合は、優先順位が下がります。また、入園希望していた園をすべて辞退した場合は、入園の申し込みを取り下げたものとします。



## 3-5 教育・保育給付認定期間

#### (1) 保育事由による教育・保育給付認定期間

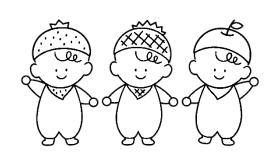
教育・保育給付認定期間は、各家庭の保育の必要性に応じて、最長3年間を上限〔2号認定は最大小学校就学前まで、3号認定は最大満3歳まで〕として有効期間を決定します。こども園等の入園期間『保育の実施期間』とは異なります。『保育の実施期間』についても、各家庭の保育の必要性に応じて期間を決定することがあります。

支給認定証は毎年発行するものではありません。大切に保管してください。紛失した場合は、再交付の申請を行ってください。

	************************************	保育必	(要量
	教育・保育給付認定の有効期間 	標準時間	短時間
就労	事由による必要な期間	0	0
自営業		月 120 時間 以上の就労	月 120 時間 未満の就労
育休中	育児休業に係る児童が満1歳になる月の末日まで		
※新規の方は適用外	※育児休業から復帰予定で申請したとき、「育児休業」「求職中」「妊娠・出産」への事由変更はできません。 ※育休中での申請ができるのは、就労で一度認定を受けた在園の方のみです。		0
妊娠・出産	出産予定月の前2か月から出産月の後2か月(最大5か月) ※本来、出産月の後2か月までが教育・保育給付認定の有効期限で すので、出産月が前後することによっては有効期限が変更となる場合があります。	0	0
○病気・障がい ●介護	○疾病などが快復した日の月末、最長3年又は小学校就学前 ●介護・看護が終了する日の月末、最長3年又は小学校就学前 ※年度途中で必要に応じて現況確認を求めることがあります。	0	0
求職中	3か月 (世帯員 1 人につき、年度中に 1 度のみ認められます。)		0
就学	卒業予定日又は終了予定日が属する月の末日まで	0	0
社会的養護	必要と認められる期間	0	0
災害復旧	必要と認められる期間	0	0
採用予定	予定月の前月から3か月 (数数1.71)3ことなどを証明する書籍の提出があれば、翌宝期間		
起業予定	(勤務していることなどを証明する書類の提出があれば、認定期間     を延長します。)		
就学予定			
復職予定			
その他特別な事由	必要と認められる期間	0	0

#### (2)満3歳に年齢到達した教育・保育給付認定について

子どもの満3歳の誕生日前日より、認定区分は3号認定から2号認定に変更となります。特別な手続きは不要です。満3歳の年齢到達前に、2号認定の支給認定証を送付します。



## 3-6 保育必要量(教育・保育給付認定)

#### (1) 保育必要量の判定

労働時間など保護者の保育の必要量に応じて、「**保育標準時間**」と「**保育短時間**」の利用区分(保育 必要量)に分けられます。利用区分により、利用できる時間や保育料が異なります。(求職中、育児休業中は**保育短時間**での利用に限ります) ※就労時間は、休憩時間を除いた時間です。

保育必要量	就労時間(月)	通常保育時間
保育標準時間	月 120 時間以上	1日あたり 最大 11 時間
保育短時間	月 48 時間以上 120 時間未満	1日あたり 最大8時間

#### ≪保育標準時間と保育短時間の利用時間イメージ≫

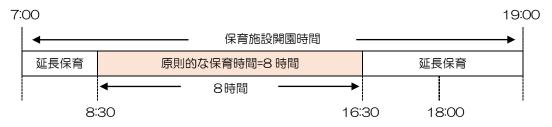
#### ●保育標準時間

保育施設開園時間のうち、施設の指定する 11 時間が通常利用できます。11 時間以上利用する場合は、延長保育利用となります。



#### ●保育短時間

保育施設開園時間のうち、施設の指定する8時間が通常利用できます。8時間以上利用する場合は、延長保育利用となります。



- ※保育施設開園時間は施設により異なります。(表紙裏「こども園等一覧」を参照)
- ※保育を必要とする事由の変更により、保育必要量の変更を希望される方は、ご相談ください。
- ※保育短時間の認定でも通勤に時間がかかる場合などは、保育標準時間に変更できるか審査にかけることができます。(審査にかけても必ず標準時間になれるとは限りません。)利用申込事項変更届と保育必要量変更申出書に必要事項を記入し、通園している園に提出してください。
- ※通常保育を超えて預ける場合は、保育料とは別に延長保育料金(次ページ参照)が必要となります。

#### 3-7 入園申し込み時の注意点

- ●書類の記入例や注意事項をよく確認して記入してください。書類に不備や不足がある場合は、受理できません。(郵送での申し込み・宿日直での提出はできません。)
- ●書類はすべて、**黒のボールペン**で記入してください。消えるペンで記入されたものは無効となります。
- ●提出された書類の記載内容に虚偽の内容があると判明したときには、入園内定を取り消す場合があります。
- ●園の受入状況により第 1 希望の園で入園決定できず、第 2・3 希望の園で入園決定する場合があります。
- ●入園を希望する園が1か所のみの場合は、申請書へ第2希望以降の記入はしないでください。
- ●入園希望日は、原則「各月の初日」からです。

### 3-8 入園してから

#### ●入園式前の保育

4月の入園式前から保育が必要な場合は、各園へお申し出ください。入園式以降に通園を開始する場合も、保育料は1か月分かかります。

#### ●ならし保育

新しい施設で子どもが集団保育に慣れるために、入園から数日間は短い時間で保育する(降園時間が早い)「ならし保育」を実施しています。子どもの健康状態などから徐々に通常保育時間まで延長していきますので、入園が決まった園と相談してください。

保育利用開始前にならし保育は実施できません。なお、この期間も通常の保育料がかかります。

#### ●延長保育

延長保育は、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情によりやむを得ず子どもを送り迎えできない場合に、通常保育時間を延長してお預かりする制度です。家庭の用事などの理由ではお預かりしていません。

届出が必要ですので、各園でお申し込みください。また、保育料とは別に延長料金がかかります。(延長時間 30 分につき 100 円)

#### ●土曜日の保育

就労等の理由で、土曜日保育の必要な方は届出が必要です。入園後、各園でお申し込みください。 原則、こども園等は家庭での保育ができない場合に代わって保育を行う場ですので、土曜日に限らず、 仕事がお休みの日は、親子のふれあいの時間として家庭保育に努めてくださるようお願いします。

土曜日の給食を提供している日に限り、利用施設で主食費と副食費を徴収します。(保育料として徴収している主食費、副食費は平日分のみの金額で設定されています。) 土曜日保育を利用する方は、実費での納付が必要となります。

※減免措置対象者も、主食費は徴収します。

#### ●登降園

園児の登降園は、家庭が責任を持って行うことを原則としており、保育教諭等による園児の送迎は行いません。入園前に、『登降園に関する承諾書』を各園に提出していただきます。





#### ●教育・保育給付認定内容の変更

各月初日の内容で教育・保育給付認定を行います。勤務状況、保育できない理由、世帯状況等に変更が生じた場合、速やかに園へ連絡し必要な書類を提出してください。月途中から就労を開始する場合、翌月からの教育・保育給付認定変更になります。また、保育必要量(標準時間⇔短時間)や認定区分(1号⇔2号)の変更も、認定申請・利用申込事項変更届、就労証明書等の書類を提出された翌月からです。

月初めから変更が必要な場合は、前月の15日(土・日・祝日の場合は前日)までに必要な書類を提出してください。**書類が未提出で、家庭での保育が困難である状況が確認できなければ、退園になる場合があります。提出書類は期限厳守でお願いします。** 

区分	必 要 書 類
住所・氏名・世帯構成等の変更	・認定申請・利用申込事項変更届 ※内容の確認できる書類
	※家庭で保育が困難であることを証明する書類
保育を必要とする事由の変更	・認定申請・利用申込事項変更届 ※家庭で保育が困難であることを証明する書類
1号認定から2号認定への変更	・2 号認定の新規申請書類一式
2 号認定から 1 号認定への変更	・認定申請・利用申込事項変更届

#### ●教育・保育給付認定期間の延長

教育・保育給付認定期間の延長は、就労証明書等の書類確認後となります。必要な書類の提出がなければ、**退園になる**場合がありますので、期間が切れる前に延長の手続きを行ってください。提出が遅れる場合は、必ず事前に連絡をしてください。

#### ●教育・保育給付認定・入園の取り消し

申請内容と状況が異なることや虚偽申請が判明した場合には、その時点で教育・保育給付認定(内定)の取り消しなどを行うことになりますので、書類の記載には注意してください。入園後に判明した場合は退園になる場合があります。

また、入園内定後の健康診断の結果、集団保育に適さない状況が確認できた場合、入園が取り消しになることがあります。

#### ●長期の未登園

病気等によりやむを得ず長期欠席する場合は、事前に園へ連絡してください。 1か月以上登園しない場合、又は登園日が著しく少ない月が続いた場合は、 家庭での保育が可能と判断し退園になります。



#### ●退園手続き

退園をする場合は、15日(土・日・祝日の場合は前日)までに、園へ退園届を提出してください。 手続きが遅れると翌月も継続扱いとなり、保育料が発生する場合があります。市外へ転出される場合、 転出した日の属する月の月末までは保育できますが、翌月は退園になります。支給認定証は返却してく ださい。

※保育料の口座振替を利用している場合、金融機関への廃止届の提出が必要です。

## 3-9 保育料の決定

(1) 父母の市町村民税所得割額の合算額より、保育料の階層区分を決定します。

保育料は、原則、父母の市町村民税所得割額の合算額、また課税・非課税により、保育料算定表の 階層区分ごとに決定します。保育料は月単位で、欠席や月の途中入退園でも1か月分かかります。

※市町村民税所得割額は、住宅取得控除、配当控除及び外国税額控除、配当割額または株式など譲渡所得割額控除、寄附金税額控除は適用されません。控除前の税額で保育料の階層区分を算定します。

ただし、次のような場合は、同居している祖父母等の市民税所得割額(所得の高い祖父母)も加算して決定することがあります。併せて、祖父母等の税情報も調査させていただきます。

- ●保護者の収入がどちらも税の扶養の範囲内程度の額で、同居している家族の収入で生計が成り立っていると認められる場合。(母子父子世帯も同様です。)
- ●保護者以外の方が、入園の子どもを所得税・市民税の扶養控除の対象にしている場合 また、保育料の階層区分を決定するための市町村民税情報が不明、もしくは所得がない等で確定申 告及び住民税申告を行っていない方には、最高額の保育料の階層区分で決定する場合があります。正 しく申告をし、申請を行ってください。

#### (2) 児童の年齢

年齢は年度当初の年齢で決定し、年度途中で誕生日を迎えても階層区分は変わりません。

#### (3) 保育料の階層区分の変更

①世帯状況に変更があった場合

結婚、離婚、転居等により世帯員に変更があった場合、または修正申告等により市町村民税額に変更があった場合は、翌月からの保育料の階層区分が変更になる場合もあります。速やかに園へ連絡し、必要な書類の提出をお願いします。書類の提出が遅れると保育料の階層区分への反映も遅れます。

②市町村民税の税年度の切り替え

毎年9月、保育料の算定基礎とする市町村民税の『年度』が切り替わるため、<u>階層区分に変更があった場合は、9月以降の保育料が変更となります。</u>

保育料	算定基礎
令和8年4月~8月分	令和7年度市町村民税所得割額(令和6年中の所得)
令和8年9月~令和9年3月分	令和8年度市町村民税所得割額(令和7年中の所得)

#### ★ 市町村民税課税証明書について

入園申請時にご記入いただく個人番号提供書にて税の確認をしていますが、必要に応じて市町村民 税課税証明書の提出をお願いすることがあります。

区分	必要書類
令和7年1月1日現在 備前市以外に住所があった人	令和7年度市町村民税の課税証明書 ※非課税の場合も必要です。 (令和7年1月1日に住所のあった市町村窓口で発行されます。)
令和8年1月1日現在 備前市以外に住所があった人	令和8年度市町村民税の課税証明書 ※非課税の場合も必要です。 (令和8年1月1日に住所のあった市町村窓口で、令和8年6月 以降に発行されます。)

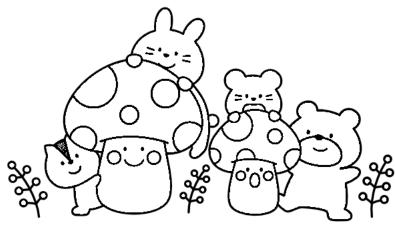
- ※「年度」の間違いがないよう、確認してください。
- ※生活保護を受けている場合は、「被保護証明書」を提出してください。
- ※日本国外に居住していた場合や国外に居住されている方の所得により扶養されている場合は、日本国外での総収入及び所得控除額(社会保険料控除、生命保険料控除等)の総額がわかる書類を提出してください。

## 保育園等保育料(2号認定・3号認定)

※下記は令和5年度適用の保育料です。

				徴収金月	額 (円)		
階層 区分	前年度市町村民税(9月以降は当該年度分	0歳児~	~2歳児	3歳	規	4歳児~	~5歳児
区分	市町村民税)の所得割の額等の区分	保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
A	非課税であり生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0 (0)	0 (0)	0 (400)	0 (400)	0 (400)	0 (400)
В	非課税	4, 600 (4, 600)	3, 300 (3, 300)	3, 400 (1, 440)	2, 400 (1, 130)	3, 400 (1, 440)	2, 400 (1, 130)
C1	均等割のみ課税	10, 100 (9, 500)	7, 300 (7, 300)	8, 100 (2, 400)	5, 800 (2, 180)	8, 100 (2, 400)	5, 800 (2, 180)
C2	所得割の額が48,600円未満	11, 800 (9, 500)	8, 500 (8, 500)	9, 700 (2, 400)	7, 000 (2, 400)	9, 700 (2, 400)	7, 000 (2, 400)
С3	48,600円~57,700円未満	13, 300 (9, 500)	9, 600 (9, 500)	11, 200 (2, 400)	8, 100 (2, 400)	11, 200 (2, 400)	8, 100 (2, 400)
C4	57,700円~61,000円未満	13, 300 (9, 500)	9, 600 (9, 500)	11, 200 (6, 900)	8, 100 (6, 900)	11, 200 (6, 900)	8, 100 (6, 900)
C5	61,000円~73,000円未満	14, 700 (9, 500)	10, 600 (9, 500)	12, 300 (6, 900)	8, 900 (6, 900)	12, 300 (6, 900)	8, 900 (6, 900)
C6	73,000円~77,101円未満	16, 800 (9, 500)	12, 200 (9, 500)	14, 800 (6, 900)	10, 700 (6, 900)	14, 800 (6, 900)	10, 700 (6, 900)
С7	77, 101円~85, 000円未満	16, 800 (9, 500)	12, 200 (9, 500)	14, 800 (6, 900)	10, 700 (6, 900)	14, 800 (6, 900)	10, 700 (6, 900)
С8	85,000円~97,000円未満	19, 100 (9, 500)	13, 800 (9, 500)	16, 800 (6, 900)	12, 200 (6, 900)	16, 800 (6, 900)	12, 200 (6, 900)
С9	97,000円~126,000円未満	22, 500 (9, 500)	16, 300 (9, 500)	20, 200 (6, 900)	14, 600 (6, 900)	20, 200 (6, 900)	14, 600 (6, 900)
C10	126,000円~149,000円未満	26, 000 (9, 500)	18, 900 (9, 500)	23, 500 (6, 900)	17, 000 (6, 900)	21, 900 (6, 900)	15, 900 (6, 900)
C11	149,000円~169,000円未満	29, 800 (9, 500)	21, 600 (9, 500)	24, 900 (6, 900)	18, 100 (6, 900)	23, 200 (6, 900)	16, 800 (6, 900)
C12	169,000円~255,000円未満	30, 900 (9, 500)	22, 400 (9, 500)	25, 500 (6, 900)	18, 500 (6, 900)	23, 200 (6, 900)	16, 800 (6, 900)
C13	255,000円~301,000円未満	33, 200 (9, 500)	24, 100 (9, 500)	25, 500 (6, 900)	18, 500 (6, 900)	23, 200 (6, 900)	16, 800 (6, 900)
C14	301,000円~397,000円未満	40, 000 (9, 500)	29, 000 (9, 500)	25, 500 (6, 900)	18, 500 (6, 900)	23, 200 (6, 900)	16, 800 (6, 900)
C15	397,000円以上	40, 000 (9, 500)	29, 000 (9, 500)	25, 500 (6, 900)	18, 500 (6, 900)	23, 200 (6, 900)	16, 800 (6, 900)

※下段( )内は、備前市立認定こども園の管理運営に関する規則第19条に規定する給食費と備前市認定こども園費用徴収規則 別表に規定する保育材料費を合計したもの。



#### 3-10 保育料の納付

#### (1)保育料決定通知書

4月入園の方には、『保育料決定通知書』を4月中旬に交付します。5月以降の年度途中入園の方には、入園決定に併せて交付します。

#### (2) 保育料の納期限

保育料の納期限は、各月末日です。末日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。 ※12月は別途指定

#### (3) 保育料の未納

3か月以上保育料が未納となった場合は、保護者の同意を必要とせずに、児童手当で支給される手 当額を保育料として徴収する児童手当の<u>「特別徴収」の対象</u>となり、継続して保育料の未納が続く場 合は、児童手当の支給を窓口での現金支給とさせていただく場合があります。

また、理由なく滞納した場合は、滞納処分(財産差し押さえ等)の対象となり、入園時の利用調整上、不利になることがあります。

## 4 保育料の無償化および保育料の軽減

## 4-1 0歳児から5歳児までの保育料無償化

備前市では、保育園・こども園の負担公平性の確保と子育て支援の充実及び若い世代の定住促進を図るため、平成27年度から4・5歳児の保育料無償化、平成28年度から1歳児から3歳児の保育料無償化、平成29年度から0歳児の保育料無償化を実施しています。(※毎年度4月1日時点の満年齢を基準とします。)

総食の副食費は、令和1年10月から国の幼児教育・保育の無償化に伴い、2号認定は年収360万円未満相当の世帯及び所得にかかわらず、同一世帯内の小学校就学前の子どものうち、年齢の高い順から数えて、第3子以降の子ども(小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども)を対象に免除されることになりました。令和5年4月1日からは、給食に要する材料費、教育・保育に直接必要な保育材料費及び教材費についても免除しています。(令和8年度については未定です。)ただし、延長保育料、土曜保育の主食費・副食費、実費部分であるその他一般生活費などの費用は負担していただきます。

#### 4-2 保育料軽減

※保育料軽減措置は、年度をさかのぼっての適用はできません。

#### (1) 2号認定・3号認定の保育料軽減

- ① O歳児以上5歳児以下に、2人以上の園児がいる場合、「第1子の保育料は全額、第2子の保育料が半額、第3子の保育料が無料」となります。
- ② 市民税所得割の額が57,700円未満の世帯においては、生計を同一とする子どもの兄・姉の数え方の年齢制限がなくなり、「入園中の園児が第2子の場合は半額、第3子の場合は無料」となります。この世帯のうち、市民税非課税世帯の場合、「入園中の園児が第2子以降の場合は無料」となります。
- ③ 市民税所得割の額が77,101円未満のひとり親世帯・障がい者がいる世帯等においては、「第1子の保育料は半額、第2子の保育料が無料」となります。この世帯のうち、市民税所得割の額が48,600円未満の世帯の場合、第1子の保育料は月額保育料から1,000円を減じて半額となります。(添付書類が必要です。)
- ④ 3人以上の子がいる世帯の第三子以降が3歳児未満(年度の初日の前日における満年齢)の場合、世帯の所得制限並びに、生計を同一とする子どもの兄・姉の数え方の年齢制限がなく、保育料が無料となります。



## 保育利用調整基準点数表

「保育の必要性」の事由区分による点数表(基礎点数表)

		7 / 7		(±1) <b>C</b> /111/3/17/1							
区分	類型		保	護者の状況、細目		基準指数					
1	居宅外労働	外勤·居宅外	月 20 日以上勤務し	ン、1 日 8 時間以上の就労を常態としてい	る場合	10					
		自営	月 20 日以上勤務 🛚	ン、1日7時間以上の就労を常態としてい	る場合	9					
			月 16 日以上勤務し	ン、1日7時間以上の就労を常態としてい	る場合	8					
			月 16 日以上勤務 🛚	ン、1日6時間以上の就労を常態としてい	る場合	7					
			月 12 日以上勤務し	ン、1日6時間以上の就労を常態としてい	る場合	6					
			月 12 日以上勤務 🛚	ン、1日4時間以上の就労を常態としてい	る場合	4					
2	居宅内労働	居宅内自営	月 20 日以上勤務 🛚	、1日8時間以上の就労を常態としてい	る場合	9					
		・農業・漁	月 20 日以上勤務 🛚	、、1日7時間以上の就労を常態としてい	る場合	8					
		業	月 16 日以上勤務し	し、1日7時間以上の就労を常態としてい	る場合	7					
			月 16 日以上勤務し	し、1日6時間以上の就労を常態としてい	る場合	6					
			月 12 日以上勤務し	、、1日6時間以上の就労を常態としてい	る場合	5					
			月 12 日以上勤務し	、1日4時間以上の就労を常態としてい	る場合	3					
		内職	月 20 日以上勤務1	ン、1 日 6 時間以上の就労を常態としてい	る場合	5					
			月 12 日以上勤務し	引 12 日以上勤務し、1 日 6 時間以上の就労を常態としている場合							
			月 12 日以上勤務し	月12日以上勤務し、1日4時間以上の就労を常態としている場合							
3	妊娠・出産	出産(予定)	月の2か月前から出	産後2か月である場合		6					
4	疾病・障がい	疾病	1か月以上の入院	1 か月以上の入院もしくは入院見込み、常時臥床の場合							
			居宅内療養	安静を要すると診断された場合又は、 に支障があり、家庭での保育が困難な <sup>場</sup>		8					
			(1 か月以上)	3							
				上記以外で通院加療が必要な場合							
		障がい		1~2級(聴覚障害者 2~3級)所持」、「注							
				持」、「療育手帳 A 所持」、「介護保険の要	介護度が	10					
			3~5」のいずれか 「良休陪宝老千帳	3級 (聴覚障害者 4級) 所持   、「療育手帳	D形体」						
				る級(応見障害日 4 級)が持」、「原育子帳 護度が 1~2」のいずれかに該当する場合		6					
				4~6級所持」、「介護保険の要介護度が要							
			いずれかに該当す		<i></i>	3					
5	親族の介護	施設、病院への		添介護・看護のために保育することがで	日本州	ロハ・4. 海田					
	・看護			、寝たきり高齢者等の介護・看護を常態	居宅外	区分 1 を準用					
		とする場合			居宅内	区分2を準用					
6	災害	災害等による		災害復旧のため、保育することができな	い場合	10					
7	採用・就学	入園希望日か	ら 2 か月以内に採用	(起業、就労)、就学予定がある場合							
	予定					区分 1、2 を準用					
8	求職中	求職活動(起	業の準備を含む)を	継続的に行っている場合		1					
9	就学等	日中、就学・持	技能修得等のため、	保育することができない場合		区分 1、2 を準用					
10	社会的養護	社会的養護の	必要がある場合								
11	育児休業中	育児休業の取得	得期間が当該育休に	係る子の満1歳になる誕生日を超えずに	保護者が						
		育児休業から行	復帰する場合におい	て、児童が同じ施設を再び利用すること	を希望す	6					
			で認定を受けていた	方のみ適用)							
12	その他	育児休業	育休復帰予定月の	前月から2か月以内である場合		区分 1、2 を準用					
		復帰予定	-1	THE LANGE							
		不存在	死亡、離婚、行方		3 LD V	10					
		削谷号に掲げ	るもののほか、明ら	かに保育することができないと認められ	る場合	区分 1~9 を準用					

- ※1 区分1、2は、法定の休憩時間を除いた所定労働時間(自営・農業等の方も準じて除きます)により判断します。
- ※2 区分 12 の「不存在」は、離婚等によるひとり親世帯に点数付与するために設けた項目であり、「保育の必要性」の事由ではありません。〔「ひとり親世帯」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯〕※ただし、事実婚を除く。
- ※3 就労証明書の業種の欄の農業・林業、漁業にチェックがある場合、自営業・農業・漁業等に従事する申立書の仕事内 容が農業、漁業の場合は区分2が準用されます

#### 「優先利用」の区分による点数表(調整点数表)

区分		類型	状況		点数
福祉的配	A	ひとり親世帯※2	児童が母又は父のみに養育されている場合		2
慮	В	生活保護世帯	経済的自立のため緊急に就労を要する場合		1
	С	失業	生計中心者の失業・倒産等により、緊急に生 場合 ※離職証明書要添付	計費をえるための就労を要する	2
	D	障がい	保護者が重度の障がいで、特に身体的、能力 れる場合	的に養育が困難であると認めら	2
			保育施設等の利用を希望する児童が障がいる	と有する場合	1
養育環境	Е	社会的養護	社会的養護の必要がある場合		状況に応じて加点
的配慮	F	継続児童	現在入園している施設に継続して入園を希望 当しない場合(「育児休業中」での申請は除	1	
	G きょうだい きょうだいが同一の施設の利用を希望する場合(「育児休業中」での申認 除く。)				
	Н	育児休業明け	保護者が育児休業から復帰する場合(産前産 含む。)	3	
	Ι	保育士等※3	保育士資格等を持つ保護者が保育に従事す	月 150 時間以上	10
			るために市内の保育施設等に右記の勤務時間で就労中又は就労(復職)予定の場合	月 120 時間以上 150 時間未満	5
			174 (300) 174 (300) 174 (300)	月 120 時間未満	3
その他	J	就学前の未申請児	きょうだいを親族が保育している場合(保護 る場合を含む)	者が就労中に児童を保育してい	-2
	K	同居の親族	65 歳未満の同居親族で基礎点数表の区分 1~	~7、9に該当しない場合	各 -5
	L	所得資料の有無	所得及び課税状況がわかる公的な書類が提出	 出できない場合	-3
	M	利用者負担額未納 世帯	未納の利用者負担額が3か月以上あり、かつ 納利用者負担額の納付誓約が履行しない場合		-10

- ※1 調整点数表において同時に複数該当する場合は、該当するものすべてを加(減)算したものを世帯の調整点数表とする。
- ※2 事実婚を除く。
- ※3 保育士、保育教諭等として市内の保育施設等(市立認定こども園、小規模保育事業所又は企業主導型保育施設)に就 労中又は就労予定の場合

#### 基礎点数表と調整点数表の合計が同点の場合の優先順位(優先順位表)

順位	項目
1	入園希望日に保護者と入園児童が、市内に在住する世帯を優先する
2	基礎点数表が高い世帯を優先する
3	保護者が「いずれも就労中>いずれかが求職中」の順に優先する
4	調整点数表の類型「福祉的配慮>養育環境的配慮」の順に優先する(減点は除く)
5	希望する施設と同じ小学校区に居住している世帯を優先する
6	同住所の祖父母の有無について、「無>有」の順に優先する
7	前年度の市町村民税額の低い世帯を優先する

## 教育・保育給付認定申請書兼入園申請書

次 <i>の</i> 域型保 するこ	保育給付費等の教育・ こと。また、その情幸	教育長 様 け費等に係る教育・保育給付記 ・保育給付認定に必要な市町村 最に基づき決定した利用者負担	村民税の情報(同一世帯者	、備前市が施設型 行を含む)及び世帯	こちらに記入された方が保護 者になります。(きょうだいが 玄園中の場合は先に申請書に 記入された方です。)			
住	所		の診断書・指示書等団での保育が可能であ	る証明)	年 11月 15日			
(変更∃		(R .	. 変更予定)	申請(保護者	備前 一郎			
フリ	ガナ ビゼン タ	ロウ	生年月	日 性別	手帳所持状況			
対象氏		備前 太郎	令和 4年5	月6日生 口女	□ 東障害者手帳 □ 療育・帳 □ その他 ( )			
保育	希望 旬 🗕	保育園等において保育の利	ーーーー 用を希望する場合(1号	認定との併願を含む)				
の有	有無 無	こど 保育を希望される	場合は、「有」に○を「	してください。	()			
	フリガナ	ビゼン イチロ・	<b>ל</b> R7 1	1現在の住所地	R8.1.1 現在の住所地			
	父氏名	備前 一郎		●●123	申請者と同じ			
	生年月日	⑤ · H • • · • • ·	●● 障;	がい者手帳等	有・無人			
ありま	連絡先	自宅 0869 - 方	とり親世帯で「有」に は、手引きの P 7 を確 類を提出してください	認して必要   09	有・無 学年を記入してください。 例:高校3年生、高3			
	ひとり親世帯	有 . 📵	生活保護受給有	<del>-                                    </del>				
	保育料滞納	<b>旬</b> ・無 糸	内付計画( <b>児童手当の同</b>	画 ( 児童手当の同意書を提出し、児童手当支給月に〇万円納 る。				
対象児	氏名	障がい者 手帳等 対象児 との続 柄	生年、日	勤務先/通学	・通園先等 の学年			
対象児と父母を除く	備前春	有·無 <b>姉</b>	S • ∰ • R • • . • • .	片上小	学校 小 2			
除く同	備前 夏	有・無 弟	S · H · ® ••. ••.	片上認定:	ども園			
一住所の	備前秋	有・無 祖父	- H - R • • . • • .	/ 4	ΔΔ			
住所の世帯員	備前冬	有・無 祖母	H - R • • . • • .	(1)				
一住所[	内に居住して	有・無	入園対象児から見 た続柄を記入して		Aの滞納が「有」に○をさ 可は、納付計画を詳しく記			
	を記入してく 別世帯でも記	有・無 (園名) 〇〇認定こと	ください。	入して	てください。記入がない場 受付できません。			
	/こさい。 		(理由)	通勤に便力の	<b>~</b> ,			
レてく ̈̄́́		(園名) 口口認定こと						
てくア	第3希望	(園名) 山口認定こと	<b>も園</b> (理由)	<u> </u>	හ			

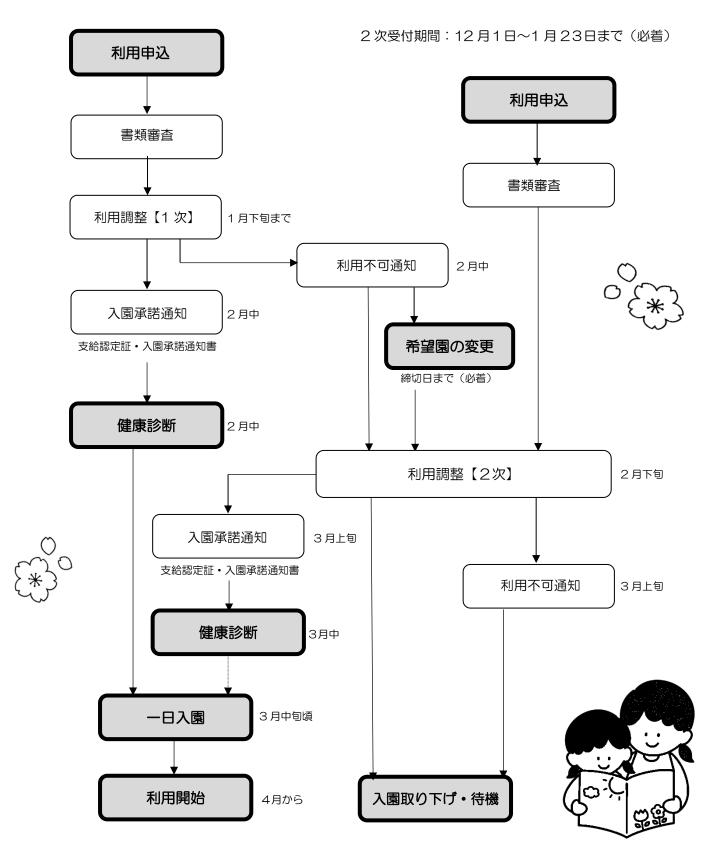
第2・第3希望への記入は不要です。(必ず入園できるとは限りません。)

②対象児の家庭状況						組分4	4の状況につい	って、記入して	てください								
	続柄	同原	居・別居の別	E	€ 名		шхг	\$ 50 Will 5 V		. (/2.0 ( )	職業						
祖 父 母 方	祖父	同原	引・別居・他	備前	秋	<i></i>	80				就労						
の	祖母	同原	引・別居・他	備前	冬		63				パート						
<del>状</del> 母	祖父	同局	・別居・他	福祉	太陽	(	62	岡山市北区〇	〇〇番地		自営						
方	祖母	同局	・ 別居・他	福祉	月	(	60	岡山市北区〇	〇〇番地		介護						
子どもの状況	現在の 保育	4.7	家庭でみてい 施設利用( <u>園名</u> その他(	等:					年 月 日	)							
の状			異常なし														
況	状況     健康     ③. アレルギー体質(対象食品等:     卵       状況     4. 心身の発達の遅れ等(状況:																
	77,50		いみの先達の過 その他特記事項		<u> </u>						)						
	<ul> <li>※以下、2号認定・3号認定を希望する方のみ記入してください。</li> <li>③保育の利用を必要とする理由等</li> <li>保育希望時間</li> <li>口 時 分 ~ 時 分 保育短時間 (8:30~16:30)</li> <li>保育希望曜日 平日(月・火・水・木・金)・土曜日</li> </ul>																
		続柄			必要。	とするヨ	理由			勤務分	等						
保育を希望		父	☑就労 □採用/育休復帰 予定 (R ) OOO(								(株)						
(家庭での保育   文   □疾病・障がい □介護等 □求職活動 □就学 □その他 ( )							)										
具体的な理	里由	<del>[]</del>	□就労 ☑採	用/育休復	帰 予定(R●	●. ●	●. ●●	) 口妊娠・出	l産	040	(株)						
			□疾病・障が	い 口介語	養等 □求職活	動口	就学 [	]その他(	)								
	<b>ごいでの</b>	入園σ	)希望 ※きょ	うだいで	申し込みをする	場合、	希望する	る項目へ☑を記	入してください	。「A」のみ	きょうだい						
加点有。		г_	. — 1 11 12 12 12			• • • • • • •	. ~ ±=										
			A 同時期に和 						-15								
			•		. — . –			↓◆その際の希望施設について、☑をしてください。									
			•		▶ □弗2₹	□第1希望園のみ  □第2希望園まで  □第3希望園まで											
£11 <b>CD</b> +6		<b>~</b>	☑ B 同時期に利用できるときは、別々の施設でもよい(入園を優先する)														
利用施設 ロ C ひとりだけでも利用できるときは、利用を希望する																	
かければ	設		C ひとりだい	けでも利用	目できるとき(	<b>々</b> の施 は、利	設でも	□第3希望 よい(入園を 望する	・ 園まで 優先する)								
小儿儿	設		C ひとりだい ↓◆	けでも利用 ・ <b>3~5 歳</b>	見できるとき! <b>児について、</b>	々の施 は、利 、 <b>いず</b>	設でも 用を希 <b>*れか!</b>	□第3希望 よい(入園を 望する <b>□☑してくだ</b>	園まで 優先する)	- 12が必要7	₹ <del>a</del> )						
חל כדל נידי	設		C ひとりだ! ↓ <b>◆</b> □ 1 号詞	けでも利用 • <b>3~5 歳</b> 思定で入園	月できるとき! <b>児について、</b> 狙する	々の施 は、利 、 <b>いず</b>	設でも 用を希 <b>*れか!</b> 号認定	□第3希望 よい(入園を 望する <b>□☑してくだ</b> で入園する(	・ 園まで 優先する)		:す。)						
<b>ተ</b> ህ /13 /ft	已設	A IS	C ひとりだ! ↓ <b>◆</b> □ 1号記 ☑ した場合 ☑ した場合	けでも利用 ・3~5 歳 窓定で入園 同時期に きょうだ	引できるとき! <b>児について、</b> 引する こ利用できな! ごいそれぞれな	々の施 ま、 <b>いず</b> しれば い希望	設でも 用を希 <b>*れか!</b> 号認定 し 順位の	□第3希望 よい(入園を望する 望する <b>□ □ してくだ</b> で入園する( うだいとも利 高い施設が優	園まで 優先する) <b>さい。</b> ⑥のいずれかり 用できず待機。		<b>ぎす。)</b>						
		A (: B (: B s	C ひとりだ! ↓ ◀ □ 1号記 ☑ した場合 ☑ した場合 に ば C に ☑ し	けでも利用 2~5 歳 認定で入園 同時期に きょうた た場合に	引できるとき! <b>児について、</b> 引する ニ利用できな! ごいそれぞれら は、「⑥」に!	々の施 は、いず ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	設 で ま ま れ か は き は く に く た だ た で た き は く た く た く た く た く た く た く た く た く た く	□第3希望 よい(入園を望する <b>□回してくだ</b> で入園する( うだいとも利 高い施設が優さい。	園まで 優先する) <b>さい。</b> ⑥のいずれかし 用できず待機 先されます。	となります。							
⑤申請書 <i>の</i>	)表面「	Aに Bに Bま	C ひとりだ!	が 3~5歳 別定で時期に きょうだ。 こた場合に にしている。	明できるときに <b>児について、</b> 動する こ利用できない さいそれぞれな は、「⑥」に言 fの世帯員」に	々の施 は、 □ ロ はい □ は ロ ロ ロ は ロ に に に に に に に に に に に に に	設 用 オ 号 、順てされる 希 が 定 ょのだん	□第3希望 よい(入園を 望する <b>□ □ □ □ でくだ</b> で入園する(( うだいとも利 高い施設が優さい。 備前市公立	園まで 優先する) <b>さい。</b> ⑥のいずれかり 用できず待機。	となります。							
⑤申請書 <i>の</i> いない子	)表面「 <del>-</del> ども及	Aに Bに Bま 対象児 び受け	C ひとりだ!	が <b>3~5歳</b> 思定時時 同時 に 同きた 同し に 同し に に に に に に に に に に に に に	けできるときり <b>児について、</b> 国する 三利用できない ごいそれぞれの は、「⑥」に言 所の世帯員」に いるが申請して	々の施利 はいず 2 けれ希入記い はないまた。	設 用 オ 号、順てさい を 希 が 定 ょのだんど	□第3希望 よい(入園を 望する こ <b>☑してくだ</b> で入園する(の うだいとも利息 さい。 備前市公立 もの状況を該	園まで 優先する) (さい。 (6のいずれか) 用できず待機 先されます。 ・認可園の受(	となります。 ナ入れ年齢に ください。							
⑤申請書の いない子 □ 職場	)表面「 ~ども及 へ連れ <sup>~</sup>	Aに Bに 対象児 び受け	C ひとりだ!	to <b>3~5 歳</b> 園	引できるとき <b>児について、</b> 国する 二利用できない ごいそれぞれの は、「⑥」に 近の世帯員」に いるが申請して	々の施利 はいず 2 けれ希入記い はないまた。	設 用 オ 号、順てさい を 希 が 定 ょのだんど	□第3希望 よい(入園を 望する こ <b>☑してくだ</b> で入園する(の うだいとも利息 さい。 備前市公立 もの状況を該	園まで 優先する) <b>さい。</b> ⑥のいずれかし 用できず待機 先されます。 ・認可園の受い ・認可園の受い	となります。 ナ入れ年齢に ください。							
⑤申請書の いない子 □ 職場・	)表面「 ~ども及 へ連れ <sup>~</sup> ・認可[	Aに Bに 対象児 び受け ていく 園以外の	C ひとりだ!	が <b>3~5歳</b> <b>8</b> <b>8</b> <b>7</b> <b>8</b> <b>7</b> <b>8</b> <b>8</b> <b>8</b> <b>8</b> <b>8</b> <b>8</b> <b>9</b> <b>9</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>1</b> <b>1</b>	明できるときい <b>児について、</b> 動する 二利用できない こいそででれる。 は、「⑥」に 前の世帯員」に いるが申請して	々の は 、	設 用 ** 号、順てさい 同でを か 定ょのだん 居以	□第3希望 よい(入園を 望する こ <b>☑してくだ</b> で入園する(の うだいとも利息 さい。 備前市公立 もの状況を該	園まで 優先する) (さい。 (多のいずれか) 用できず待機 先されます。 ・認可園の受い 当欄へ☑してい けて仕事をする	となります。 ナ入れ年齢に ください。							
⑤申請書の いない子 □ 職場・ □ 公立 ⑥きょうた	)表面「 ~ども及 へ連れ <sup>-</sup> ・認可! ・いのう	Aに Bに 対象児 が受け ていく 園以外の	C ひとりだ!	to <b>3~5 歳</b> 園	明できるときい <b>児について、</b> 国する 三利用できない だい「⑥」に がの世帯員」に でのが申請して ののが 用施設 にの保育につい	々の、	設用*れ場であり、順てさい。同当でを希別を立るです。 はい しゅうしん はいしん はいかい かいしん はいかい しゅうしん はいかい しゅうしん はいかい しゅうしん はいい はい	□第3希望 よい(入園を 望する こ <b>▽してくだ</b> で入園すもも うだい施 高い前に 前の親族に かの親族に かの親族に ひしてくださ	園まで 優先する) (さい。 (多のいずれか) 用できず待機 先されます。 ・認可園の受い 当欄へ☑してい けて仕事をする	となります。 ナ入れ年齢に ください。 る							
⑤申請書の いない子 □ 職場 □ 公立 ⑥きょうた	)表面「A そども及れ・ ・認可! いのう ・連れて	Aに BB 対 び い る い り り く り り り り く り り く り り く り く り り く り く り り く り	C ひとりだ!  □ 1号に	to <b>3~5 歳</b> 園 きん 同きた 同達 含 る子 む の また の また また また から また から で から で から から から から から から かい	Rできるときに <b>児について、</b> 引用のできないできないでででいる。 は、「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	々は、 けの記って い の 利 す 2 ば望し 載な	設用*れ場であり、順てさい。同当でを希別を立るです。 はい しゅうしん はいしん はいかい かいしん はいかい しゅうしん はいかい しゅうしん はいかい しゅうしん はいい はい	□第3希望 よい(3 えい) 望する で入してくだ でうだい施。 市況とが はの親族に かの親族に かの親族に がの親族に がの親族に がの親族に がい。 かの親族に がい。 はいの親族に がい。 はいの親族に がい。 はいの親族に はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。	園まで優先する)  (さい。) (⑥のいずれか) 用でれます。 ・認闡へいまず待機・ ・認闡へいます。	となります。 け入れ年齢に ください。 る							
<ul><li>⑤申請書のいない子</li><li>□ 職場の公立</li><li>⑥きょうた</li><li>☑ 職場へ</li><li>□ 一時の</li></ul>	)表面「及 ・認可」 ・認のう ・連れで ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	A にはまります。 A にはまります いいり はいい はいい かい はい かい はい かい はい かい はい かい はい かい	C ひとりだ!  □ 1号記 □ 1号記 □ 1号記 □ 1号記 □ 1 号記 □	が <b>3~5 を</b> ので時よりでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	明できるときに <b>児について、</b> 動する こ利用にできない。 は、「世帯は、「世帯計しているが、日本には、 ののが、日本には、 ののが、日本には、 ののが、日本には、 のののできない。 は、「のかが、日本には、 ののが、日本には、 のののできない。 は、「のかが、日本には、 ののが、日本には、 のののできない。 は、「のかが、日本には、 ののが、日本には、 のののできない。 ののが、「は、 ののが、「は、 ののが、「は、 ののできない。」には、 ののが、「は、 ののが、「は、 ののできない。」には、 ののが、「は、 ののが、「は、 ののが、「は、 のののできない。」には、 ののが、ことは、 ののでは、	々は、 けの記さて	設用*オ号、順てさい 同当同 の 当 同 の 当 同 の の の の の の の の の の の の	□第3希望 よい(3 表 望する こ I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	園まで優先する)  (さい。) (⑥のいずれか) 用でれます。 ・認闡へいまず待機・ ・認闡へいます。	となります。 け入れ年齢に ください。 る	到達して						
<ul><li>⑤申請書のいない子</li><li>□職場の公立</li><li>⑥きょうた</li><li>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □</li></ul>	)表面「及 ・	A にはまります。 A にはまります いいり はいい はいい かい はい かい はい かい はい かい はい かい はい かい	C ひとりだ!  □ 1 場合: □ 1 場合: □ 1 は 1 と 1 と 2 と 2 人 (職 育 き な の の の の の の の の の の の の の の の の の の	で <b>3~5</b> を で 時 よ も す た 含 を で 時 よ 場 一 し さ ( 子 む り 別 ま も か た き り か ま で けい か ま で けい か ま で は か か ま か か ま か か ま か か ま で か か ま で か か ま で か か ま で か か ま で か か ま で か か ま で か か か か	明できるときに <b>児について、</b> 動する こ利用にできない。 は、「世帯は、「世帯計しているが、日本には、 ののが、日本には、 ののが、日本には、 ののが、日本には、 のののできない。 は、「のかが、日本には、 ののが、日本には、 のののできない。 は、「のかが、日本には、 ののが、日本には、 のののできない。 は、「のかが、日本には、 ののが、日本には、 のののできない。 ののが、「は、 ののが、「は、 ののが、「は、 ののできない。」には、 ののが、「は、 ののが、「は、 ののできない。」には、 ののが、「は、 ののが、「は、 ののが、「は、 のののできない。」には、 ののが、ことは、 ののでは、	々は、 けの記さい  い )の  か  か  の  い  の  の  は  い  の  の  の  の  の  の  の  の  の  の  の  の	設用*れ号、順てさい 同 当 同 入でを 希別 定よのだたど 以 へ B の	□第3希望 よい(3 表 望する こ I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	園まで優先する)  (さい。) (⑥のいずれか) 用でれます。 ・認闡へいまず待機・ ・認闡へいます。	となります。 け入れ年齢に ください。 る	到達して						

© 7 3 23 12 E 01											
氏名	続柄	生年月日	生計同一の有無	別居とする事由	住所						
備前 焼	兄	S • ∰ • R • ● . • ● . • ●	有 · _	△□○(株)に勤務	倉敷市●●●番地						
		S•H•R	有·無								
				同居していない「対象児のきょうだい」 について記入してください。							

利用申込から利用開始までのスケジュール(予定) ※スケジュールは予定のため実際とは異なる場合があります。

◇令和8年4月1日からの利用を希望する場合 1次受付期間:11月4日~11月28日(必着)



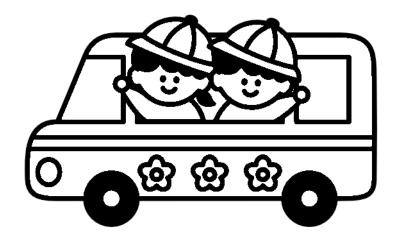
※健康診断・一日入園については各園から案内があります。

#### 口座振替について

保育料の振替口座をお持ちの保護者の方は、登録している口座の廃止手続きをお願いします。備前市内の取扱金融機関または、市役所に「備前市口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書(市税等)」(以下「依頼書」という)があります。「依頼書」に必要事項を記入押印(通帳と同じ印)のうえ、金融機関窓口で依頼書により廃止の手続を行ってください。

### ◆その他注意事項

- ○1家族につき、1枚の「依頼書」で申請してください。
- ○□座振替を廃止する場合は、必ず「依頼書」で、廃止の手続を行ってください。



## 就労証明書

備前市教育委員会 教育長 宛

就 労 中 ・ 就 労 予 定 記 入 例

証明日	西暦	20	)25	年	11	月	16	日		
事業所名	××	××××株式会社								
代表者名	代表	代表取締役 △△ △△								
所在地	備前	市東片	上O	〇番地						
電話番号		0869	_	6	4		00	000		
担当者名	総教	総務部 □□ □□								
記載者連絡先		0869		6	4		00	000		

記入はすべて黒のボールペン等で記入してください。消えるボールペンでの記入、修正液・修正テープにより訂正されたものは無効です。

記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、近くに代表者又は担当者の署名をしてください。

就労予定の場合は、就労開始後に再度提出をしていただきます。

とには、刑法上の罪に問われる場合か

証明書の内容について、確認させ ていただく場合があります。必ず

No.	項目					問い合わせ先を記入してください。
		□ 農業・林業 □ 漁業	 業		☑ 建設業 □ 製造業	□ 电刈゚ハペが決和゚小坦未
		□ 情報通信業			·保険業	□ 不動産業・物品賃貸業
1	業種		れかに☑をしてくだ 契約満了日も記入		合は、期   連サービス業・娯	楽業 □ 医療・福祉
			期」の場合は雇用開		こください。(	)
	フリガナ	ビゼン イチロウ				
2	本人氏名	備前 一郎			生年月	日 0000年 00月 00日
3	雇用(予定)期間等	☑ 無期 □ 有期 (無期	期間	0000 7	00月 1か月の休憩	時間を " 分 " 単位で記入してください。
		名称		ハた1か月の平均	E/J	育必要量の算定で重要箇所になりま
4	本人就労先事業所	住所 <b>備育</b>	務時間を記入し		※ 其礎 占数の区グ	がないよう記入してください。 分1、2は法定の休憩時間を除いた所定労働時
		☑ 正社員 □ パート・フ	<mark>ラ</mark> 必ず <b>休憩時</b>	間を含む時間	を計す間により判定しま	
5	雇用の形態	┃	・ 記入してくださり 事義	~ <b>\</b> _\		
		月火水木金土		合計 日間		
				月間 月間	175 時間 0	分(うち休憩時間 1200 分)
	就労時間		月間 20	日一週当	たりの就労日数 週間	5 日
	祝力 時间 (固定就労の場合)		30 ~	17 時	15 分(うち休憩時間	
6	6	土曜時			分(うち休憩時	分)
0		日祝時	1か月を4週として		分	
ł		合計時間 口月	勤務日数を記入し	てください。	分 休憩時間を	記入してください。
	就入間	就労日数 □ 月	 間 □ 週間	日	<del></del>	が6時間を超える場合は45 <b></b>
	(変則就労。	主な就労時間帯				: 超える場合は60分以上)
		・シフト時間帯	時 分	~ 時	分(フラ体思时间	73 /
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、	年	記	入は	不要です	年 月
	時間数に休憩・残業時間を含む	7	時間	7 10		月時間/月
8	産前 産後休業の取得	□取得予入				
Ů	※取得予定を含む		約に基づく就労時間	引 日数を記入して	年 年	月日
9	育児休業の取得	」 さい。	ין ניי נכנוני כי בבייונין			
Ŭ	※取得予定を含む	其 残業時間は除いてくた			日	
10	産休・育休以外の休業の	短時間勤務制度を利	用する場合は№12	さ記入してください	□ 病休 □ その	)他()
	取得	期間    年	月 日 ~	年	月日	
11	復職(予定)年月日	□ 復職予定 □ 復職済∂	4 年	月	日	
	育児のための短時間	□ 取得予定 ☑ 取得中	期	間 <b>2023</b> 年	9 月 1 日 ~ 20	<mark>25 年 3</mark> 月 <mark>31</mark> 日
12	勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	主な就労時間帯・シフト時間帯	時 0 分	~ 16 時	30 分(うち休憩時間	60 分)
13	保育士等としての勤務実態 の有無	□ 有 □ 有(予定) ☑	1 無			
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	□ 有 □ 有(予定) □	〕無  □ 未定			
15	入所内定時育休短縮可否	□ 可 □ 可(予定) □	 ]否			
16	育休延長可否	□ 可 □ 可(予定) □	 ] 否			
17	単身赴任期間(予定含む)	年月	日	~	年月	日
18	備考欄					
		児童名	生年	月日	施設名	
		備前 太郎	0000年 00	00 日	片上認定こども園	☑ 利用中 □ 申込中(第一希望)
٠, ١	/m =# +v == +h 100		生年	月日	施設名	
19	保護者記載欄 ———	備前 夏	0000年 00	Д ОО П	片上認定こども園	□ 利用中 ☑ 申込中(第一希望)
		児童名	必ず保護者の方が	忘れずに記入して	ください。 記設名	
			年	月日		□ 利用中 □ 申込中(第一希望)

## 育 児 休 業 復 帰 予 定 記 入 例

記入はすべて黒のボールペン等で、記入してください。消えるボールペンでの記入、修正液・修正テープにより訂正されたものは無効です。

記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、近くに代表者又は担当者の署名をしてください。

育児休業復帰予定の場合は、復帰後に再度提出をしてい ただきます。

証明日	西暦	2025	年	11	月	16	日			
事業所名	×××	××××株式会社								
代表者名	代表取	代表取締役 △△ △△								
所在地	備前市	東片上〇〇	番地							
電話番号	086	9 —	64	•		00	00			
担当者名	総務部	総務部 □□ □□								
記載者連絡先	086	9 —	64	•	_	OC	000			

とには、刑法上の罪に問われる場合が、

証明書の内容について、確認させていただく場合があります。必ず問

No.	項目			 記載欄	い合わせ先を記入してください。
	× 1	□ 農業・林業 □ □ 漁業	□ 鉱業·採石業·		□ 電気・ガス・熱供給・水道業
	<u>.</u>		をしてください。「有期」の	A =1 Alle 1 = 1 A Alle	□ 不動産業・物品賃貸業
1	業種	0 9 1073 1 - 12	了日も記入してください。	物口は、	
			は雇用開始日のみ記入し		)
	フリガナ	ビゼン イチロウ			
2	本人氏名	備前 一郎	 残業時間を除		時間を " 分 " 単位で記入してください。 - 育必要量の算定で重要箇所になりま
3	雇用(予定)期間等	又無期 口友期	期間 平均勤務時間	間を記入してく すので間違い	がないよう記入してください。
	EUV 1 VC/WIEI 4	(無期の)	場合は雇用開 ださい。	・	分1、2は法定の休憩時間を除いた所定労働時 す。
4		基づく就労時間、日数を記入し	<b>アノ+!!</b>	してください。	
$\vdash \vdash$	さい。		<u> </u>		非常勤•臨時職員
5	残業時間は除いてください 短時間勤務制度を利用する	。 る場合は№12も記入してくださ	い。□家族 者	□ 内職 □ 業務委託 □ その	
			÷0.0		
			□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	月間 175 時間 0	分(うち休憩時間 1200 分)
	就労時間	一月当たりの就労日数	<u></u>	一週当たりの就労日数 週間	5 日
	成力 時间 (固定就労の場合)	平日 8 時 30	4		1
6	6	土曜時	~	時 分(うち休憩時間	分)
			か月を4週として、1か月	の平 分 分 (+ 至の大用) ナ	
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 □月	対動務日数を記入してくだ		記入してください。 が6時間を超える場合は45
		就労日数 □ 月間			超える場合は60分以上)
		主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~	時分(うち休憩時間	分)
7	就労実績	年月 年	, <sub>=</sub> ,		年 月
7	※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	日/月	時間 時間	は 不 要 で す 	月時間/月
8	産前·産後休業の取得	□ 取得予定 □ 取得中			
	※取得予定を含む	期間 年	月日		児休業の取得状況の
9	育児休業の取得	□ 取得予定 ☑ 取得中	□ 取得済み	記	入をしてください。
dot	※取得予定を含む 	期間 0000 年 00月	月 <mark>00</mark> 日 ~ <u>0000</u>	年 00 月 00日	
10	産休・育休以外の休業の 取得	□ ・ 育児休業復帰予定の 期	事由で申し込む場合は、	<b>入園月の翌月末まで</b> に育児休業	から復帰する必要があります。
11	復職(予定)年月日	☑ 復職予定 □ 復職済み	<b>2025</b> 年 <b>5</b>	月 1 日	
	育児のための短時間	□ 取得予定 ☑ 取得中	期間 20	D23 年 9 月 1 日 ~ 20	<mark>25 年 3</mark> 月 <mark>31</mark> 日
12	勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	主な就労時間帯・シフト時間帯	時 0 分 ~ 1	6 時 30 分(うち休憩時間	<b>60</b> 分)
13	保育士等としての勤務実態 の有無	□ 有 □ 有(予定) ☑ 無	##		
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	□ 有 □ 有(予定) □ 無	無 □ 未定		
15	入所内定時育休短縮可否	☑ 可 □ 可(予定) □ 召	<u> </u>		
16	育休延長可否	☑ 可 □ 可(予定) □ 召	<b></b>		
17	単身赴任期間(予定含む)	年月	日 ~	年月月	日
18	備考欄				
		児童名	生年月日	施設名	☑ 利用中 □ 申込中(第一希望)
			0000 年 00 月	○○ 日 片上認定こども園	
19	保護者記載欄	児童名	生年月日	施設名	□ 利用中 ☑ 申込中(第一希望)
. •	ELHY H HO-PA IN	備前 夏	0000年 00月	○○ 日 片上認定こども園	
		必ず保護者の方が忘れずに	記入してください。	施設名	□ 利用中 □ 申込中(第一希望)
				日	

## 就労証明書

## 備前市教育委員会 教育長 宛

## 育 休 在 園 記 入 例

記入はすべて黒のボールペン等で記入してください。消える ボールペンでの記入、修正液・修正テープにより訂正されたも のは無効です。

記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、近くに代表者 又は担当者の署名をしてください。

証明日	西暦	20	)25	年	11	月	16	日
事業所名	××	××××株式会社						
代表者名	代表	代表取締役 △△ △△						
所在地	備前	備前市東片上〇〇番地						
電話番号		0869	_	6	4	_	00	000
担当者名	総務	総務部 🗆 🗆 🗆 🗆						
記載者連絡先		0869	_	6	4		00	000

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

<u>※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があっていたが</u>に関書の内容について、確認させていただく場合があります。必ず

No.	項目	おいたというによった。 問い合わせ先を記入してください。 記載欄			
110.		<ul><li>記戦個</li><li>□ 農業・林業</li><li>□ 漁業</li><li>□ 鉱業・採石業・砂利採取業</li><li>☑ 建設業</li><li>□ 製造業</li><li>□ 電気・ガス・熱供給・水道業</li></ul>			
1	業種		□ 鉱業・採石業・砂利採取業 業・郵便業 □ 卸売業・小売業	☑ 建設耒 □ 毀逗耒 □ 金融業・保険業	□ 電気・カス・熱供給・水道果 □ 不動産業・物品賃貸業
		│ □ 間報題信来 □ 運輸 │ □ 学術研究・専門・技術サービ		□ 生活関連サービス業・娯楽業	
		口 数旁• 学翌支垺娄			
	フリガナ		ずれかに☑をしてください。「有期」の <sup>」</sup>	場合は、期	/
2			の契約満了日も記入してください。 乗期」の場合は雇用開始日のみ記入し	てください。	
	本人氏名	ини др — — — — — — — — — — — — — — — — — —			
3	雇用(予定)期間等	☑ 無期 □ 有期 (無期の	期間 〇〇〇〇 年 〇〇〇〇 年	○○月 ○○日 ~	年 月 日
4	本人就労先事業所		××株式会社 ————————————————————————————————————		
			市東片上〇〇番地		
5	雇用の形態	☑ 正社員 □ パート・アルバイト □ 派遣社員 □ 契約社員 □ 会計年度任用職員 □ 非常勤・臨時職員 □ 役員			
		□ 自営業主 □ 自営業専		□業務委託□その他(	)
	就労時間 (固定就労の場合)	月火水木金土	日 祝日 合計 月間 日間	175 時間 0 分	(うち休憩時間 1200 分)
		一月当たりの就労日数		とりの就労日数   週間	5 日
		平日 8 時 3	0 分 ~ 17 時	15 分 (うち休憩時間 6	<b>60</b> 分)
6		上曜 時 <u></u>	就労時間は、雇用契約に基づく就	一一一 学時間 日数を記 1 / <i>て/ </i> はき	
		日祝時間日日間	就の時間は、 <b>雇用失利に基づい</b> 。 残業時間は除いてください。		. • •
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間□月間			<u></u>
		就労日数 □ 月間 主な就労時間帯 □ 10 日間	□ 週間       日		
		・シフト時間帯	分~ 時	分(うち休憩時間	分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 年	€7 7 (+ ·	<b>エー・ボー・オー・</b>	年 月
		日/月	<mark></mark>	不 要 で す 	月時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	□ 取得予定 □ 取得中			
		期間 年	月 日 ~	年月	日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	□ 取得予定 ☑ 取得中	□ 取得済み	育児	休業取得期間を記入してください。
		期間 0000年 00 月 00 日 ~ 0000年 00 月 00 日			
10	産休・育休以外の休業の 取得	□ 取得予定 □ 取得中	□ 取得済み 型由 □ 介護休業	□病休□その他	( )
		期間 年 月 日 ~ 年 月 日			
11	復職(予定)年月日	☑ 復職予定 □ 復職済み OOOO 年 OO 月 OO 日			
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む 保育士等としての勤務実態 の有無	□ 取得予定 □ 取得中	年	月 日 ~	年 月 日
		主な就労時間帯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		育児休業の取得期間が当該育休に係る子の <u>満1歳になる誕生日を超えずに復職</u> する必要があります。			
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	□ 有 □ 有(予定) □	無 □ 未定		
15	入所内定時育休短縮可否	☑ 可 □ 可(予定) □ 否			
16	育休延長可否	☑ 可 □ 可(予定) □ 否			
17	単身赴任期間(予定含む)	年月	日 ~	年月	日
18	備考欄	7, H			
19	保護者記載欄		生年月日	施設名	
		備前太郎	0000 年 00 月 00 日	片上認定こども園	利用中 口 申込中(第一希望)
		児童名	生年月日	 施設名	
		備前夏	0000 年 00 月 00 日	片上認定こども園	利用中 🗹 申込中(第一希望)
		ll <del>a</del>		施設名	
		休護有の方	が必ず忘れずに記入してください。		利用中 口 申込中(第一希望)

